

発行：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

TEL 096-366-0168 FAX 096-366-8830

URL <http://www.kumamoto-aiport.com/>

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと1F

E-Mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp

FB <https://www.facebook.com/profile.php?id=100028044380759>

INDEX

- あいぽーとNEWS「JUMP UPセミナー」開催!!
- 【特集】NPO法人に課せられる税金のおはなし
- 熊本市5番目となる認定NPO法人が誕生しました!!
- 2020（令和2）年度上期 設立法人
- 【ご案内】2020年度NPO法人関連事業・動画deあいぽーと・専門相談会のご案内

あいぽーとNEWS

NPO団体運営基盤強化セミナー2020 「JUMP UPセミナー」 開催!!

あいぽーとでは、NPO法人・市民活動団体を対象として、団体の活動を発展・持続していく上で必要不可欠な「団体運営基盤強化」に取り組んでいます。

その一環として2018年、2019年と、「ステップアップセミナー」と題した講座を行い、これまで数多くの団体に受講していただきました。

3年目となる2020年度は、「JUMP UP セミナー」と、タイトルも含めて更にパワーアップした内容の3連続講座で実施しています。講師にはステップアップセミナー同様、一般財団法人くまもと未来創造基金の宮原美智子さんをお迎えしています。

第1回目となる8月22日は、『組織運営・体制づくり』という講座内容で8団体が参加して行われました。団体の活動におけるビジョン・ミッションの再確認、団体の課題の抽出、活動を発展・継続していくために必要な資源などを学びました。



その後、過去2年のステップアップセミナー受講団体のなかから、NPO法人ディスカバリーくまもとの田嶋尚美理事長に、受講後の団体の取り組みや今後の目標などの事例発表をしていただき、最後に参加者による交流会を行いました。他団体の事例を聞いたり、交流を持ったりする機会があまりないという団体も多く、大好評のうちに第1日目を終了しました。



約1ヶ月後の9月26日に第2回目を実施。講座内容は『広報・パンフレット・会報誌づくり』と、更に実践的なものになり、サブタイトルである

「参加と協力を増やす」ことがどういうことを意味するのか、講座の中でわかりやすく説明していただきました。

本来ならばもっと多くの団体にこのセミナーに参加していただきたいところですが、コロナ禍の影響で参加者数を制限させていただいています。10月に行う第3回目においては、まだ多少の枠が残っています。ご希望の団体は、あいぽーとまでご連絡ください。





受講者
募集
中

『参加』と『協力』を増やす！
実践型
JUMP UP セミナー
2020
●第3回「会員・寄附集め」
10/24（土）13:30～16:00

特集

特定非営利活動法人も納税の義務がある NPO法人に課せられる税金のおはなし

会社（法人）が毎年支払う税金はさまざま。NPO法人とはいえ納税の義務は当然のごとく存在し、例外ではありません。今回は法人に課せられる主な税金として「法人3税」についてご説明します。

会社（法人）として起業し、事業を始めたら必ず納めなければならない税金に『法人3税』と呼ばれるものがあります。国税である「法人税」、地方税である「法人住民税」「法人事業税」のことで、これらをまとめて『法人税等』といいます。

【法人税】【法人事業税】

「法人税」「法人事業税」は事業年度の所得額に税率を掛けて算出され、それぞれ国・都道府県に支払うものです。NPO法人は、法人税法において「公益法人等」とみなされ、優遇税制が設けられています。一般的な会社と違い、収益事業を営んでいる場合に、その事業に関する所得に対してのみ課税されることになっています。

- 収益事業を営んでいない法人
- 収益事業が赤字の法人

課税対象外

【法人住民税】

個人に課せられる税金に住民税というものがありますが、法人にも同様に「法人住民税」が課せられます。「法人住民税」は、都道府県税と市町村税があり、それぞれ「法人税割」と「均等割」に分かれます。この「法人税割」と「均等割」は課税標準がそれぞれ違います。

●「法人税割」⇒法人税額

●「均等割」⇒従業員数と資本金額

「法人税割」は所得額から算出される法人税額を基礎として課税されるので、「収益事業を営んでいない法人」、「収益事業が赤字の法人」に対しては課税対象外となります。

一方、「均等割」はNPO法人の場合従業員数から算出されるため、収益事業を営むか否かや、所得金額の大小にかかわらず、課税対象となります。要は法人が存在する限り、どんな事業を行っていても、事業が赤字であっても課税対象となるのです。

ただし…

熊本県・熊本市の場合、『非営利法人として活動しており、収益事業を営んでいない』場合に限り、法人住民税均等割の減免申請を行うことが認められています。

そもそも『収益事業』とは…？

では、先ほどから何度も出てくる『収益事業』とは何のことを指すのでしょうか。「定款で掲げている特定非営利活動に基づいた事業だから収益事業ではない」というのは間違いです。「収益事業」とは、法人税法に定められた以下の34業種を指し、継続的に事業場を設けて行うことです。

物品販売業	不動産販売業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	製造業
通信業	運送業	倉庫業	請負業	印刷業	出版業
写真業	席貸業	旅館業	料理店業その他の飲食業	周旋業	代理業
仲立業	問屋業	鉱業	土石採取業	浴場業	理容業
美容業	興行業	遊戯所業	労働者派遣業	遊覧所業	医療保険業
一定の芸能教授業等（*）	駐車場業	信用保証業	無体財産権の提供等を行う事業		

*「一定の芸能教授業等」とは、「学力の教授」「公開模擬学力試験」の他「芸能の教授」を行う事業です。

「芸能の教授」には、次のものが当てはまります。

①洋裁 ②和裁 ③着物着付け ④編物 ⑤手芸 ⑥料理 ⑦理容 ⑧美容 ⑨茶道 ⑩生花 ⑪演劇 ⑫演芸 ⑬舞踊 ⑭舞踏 ⑮音楽 ⑯絵画 ⑰書道 ⑱写真 ⑲工芸 ⑳デザイン ㉑自動車操縦 ㉒小型船舶操縦

団体の事業内容によっては判断の難しいものもあると思われます。税務署、税理士などにご相談ください。また、あいぼ一との「無料専門相談会」もぜひご利用ください。

熊本市5番目となる認定NPO法人が誕生しました!!

特定非営利活動法人 九州災害救助犬協会

(とくていひえいりかつどうほうじん きゅうしゅうさいがいきゅうじょけんきょうかい)

令和2年(2020年)8月18日、熊本市では「特定非営利活動促進法」に基づき、上記法人を「認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)」として認定しました。

熊本市では5番目の認定NPO法人です。

【法人の目的と事業】

この法人は、災害遭難者に対する人命救助に関する事業と医療福祉活動事業を行い、緊急人命救助に寄与することを目的とする。

この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動にかかる事業を行う。

- (1)災害時の災害救助捜索活動事業
- (2)災害救助犬の育成訓練事業
- (3)チャリティー活動事業
- (4)災害救助犬認定審査に関しての指導及び手続き代行事業
- (5)老人ホーム・医療施設・保育園等の慰問事業
- (6)家庭犬の「躰」指導事業

【代表者】秋岡廣宣理事長

【事務所所在地】熊本市南区南高江2丁目11番73号



認定NPO法人とは…

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するもので、一定の基準に適合したものとして所轄庁の認定を受けたNPO法人です。

認定NPO法人は様々な税制の優遇を受けることができ、より信頼できるNPO法人として、これまで以上に様々な方々からの支援を受けながら、今後の団体及び市民公益活動の発展が期待されます。

2020（令和2）年度上期 設立法人

NPO法人 子育ての森 設立：2020年4月1日

【目的】この法人は、子育て世代の家族を中心とした、子育てに携わるすべての人々に対して、子育ての環境づくり・ネットワークづくりに関する事業を行い、健全で愛情あふれる子育て社会の実現に寄与することを目的とする。

【代表者】東真理理事長

【事務所所在地】熊本市中央区



特定非営利活動法人 熊本住宅支援センター 設立：2020年6月17日

【目的】この法人は、熊本県民に対して、民間賃貸住宅でのトラブル、社会復帰に向けての住宅支援、高齢者向けの介護リフォーム、まちなかの老朽化した空き家、空き地、空き店舗において発生する問題解決に関する事業を行い、地域活性化と不安、不満解消に寄与することを目的とする。

【代表者】八代精一理事長

【事務所所在地】熊本市東区

特定非営利活動法人 教授法創造研究所 設立：2020年7月20日

【目的】この法人は、教師や教師を志す学生、子ども、保護者、その他の教育関係者や地域住民に対して、教育者としての総合的な能力の向上を図るための各種事業や子どもの健全育成を図るための各種事業、地域をより大切にするための各種事業を行い、教育力・地域力の向上や子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

【代表者】椿原正和理事長

【事務所所在地】熊本市中央区



NPO法人 みのり 設立：2020年8月6日

【目的】この法人は、障がい児者やその家族、地域住民がともに協力し、支え合い、個人の尊厳が保たれる生活支援や就労支援、社会参加、教育、相談等に関する事業を行い、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

【代表者】中村美佐理事長

【事務所所在地】熊本市中央区

NPO法人 SDGs Association熊本 設立：2020年8月6日

【目的】この法人は、市民に対して、SDGsを視点として持続可能社会に向け、次世代をサポートするとともに、社会課題の発見および解決・実行に関する事業を行い、誰ひとり取り残さない社会の実現に寄与することを目的とする。

【代表者】神田みゆき理事長

【事務所所在地】熊本市東区



2020(令和2)年度 あいぽーと NPO法人関連事業予定

10月 24(土) 団体運営基盤強化セミナー 「JUMP UP セミナー③」	11月 2(月) NPO法人設立説明会 「NPO入門・基礎編」 25(水) 会計力強化セミナー 「簿記・会計の基礎を学ぶ3日間集中講座①」	12月 2(水) 会計力強化セミナー 「簿記・会計の基礎を学ぶ3日間集中講座②」 9(水) 会計力強化セミナー 「簿記・会計の基礎を学ぶ3日間集中講座③」
2021 1月 18(月) 新設法人応援セミナー 「はじめの一步セミナー」	2021 2月 19(金) NPO法人設立説明会 「設立認証申請書類作成編」 27(土) 事務力強化セミナー① 「見せる!伝える!事業報告書等作成セミナー」	2021 3月 16(火) 事務力強化セミナー② 「提出書類の作成法&正しい登記の仕方セミナー」

2020年9月現在の予定です。都合により日程や内容の変更、中止となる場合がございます。ご了承ください。各事業の詳細やお申込みは、後日お届けするチラシや、あいぽーとHPでご確認ください。

動画 あいぽーと



NPO法人運営に必要な情報を「NPO法人ミニ講座」としてYouTubeで公開しています。法人向け動画以外にも、あいぽーとが送る楽しい情報が。

- 第1回「新型コロナウイルス感染対策による総会開催の方法」
- 第2回「事業報告書等提出の確認（基礎の基礎）」
- 第3回「役員変更と登記の実務」
- 第4回「議事録の書き方」

今後も、どんどんアップしていきます！ ぜひチャンネル登録を！



NPO法人向け 専門無料相談会（2020年度）のご案内

あいぽーとでは、定期的に専門家によるNPO法人向けの無料相談会を実施しています。初歩的なことから困難な悩みまで専門家が適切なアドバイス！是非ご活用ください。【要予約：5日前まで】
 ＊なお、新型コロナウイルス感染症対策により中止となる場合もございますので、事前にお問い合わせください。

NPOのための会計・税務 無料相談会 【毎月第3火曜日 13:30～16:00】

日常の会計処理から決算書類作成、税務に関する疑問など…
 初歩的な疑問から専門的な相談まで、南九州税理士会の専門家が、日頃の悩みにお応えします!!

2020 10/20・11/17・12/15 2021 1/19・2/16

NPOのための労務管理 無料相談会 【隔月第3水曜日 13:30～16:00】

労働保険や社会保険の手続き、スタッフ雇用の疑問など、熊本県社会保険労務士会の専門家が、労務管理のご相談に応じます。

2020 11/18
 2021 1/20・3/17

NPOのための資金づくり&法人運営 無料相談会 【隔月第2土曜日 13:30～16:00】

事業実施のために欠かせない助成金申請などの資金調達、事業計画や予算の立て方など、法人運営に関わるさまざまな悩みに、中小企業診断士(NPO法人地域診断士研究会)がお応えします。

2020 10/10・12/12
 2021 2/13